



越前市で事業を行う
中小企業者・創業者の方へ！

中小企業等

伴走型資金融資制度

をご利用ください！

返済期間 最長 **10** 年

実質金利 最小 **0.5%** 相当（最長5年間）です！

融資対象		越前市で事業を行う 中小企業者（小規模企業者含む）・創業者	
融資額	運転	2,000万円以内	返済期間 5年以内
	設備併用	3,000万円以内	返済期間 10年以内 <small>※ただし、運転・設備併用資金の運転資金に相当する部分は、1,000万円まで</small>
融資利率		2%【利子補給期間中の実質金利0.5～1% (融資利率2%－利子補給1～1.5%)】	
利子補給 ＜一般＞	運転	借入残高の 1%	相当額を 2年間
	設備	// 1.3%	相当額を 3年間
利子補給 ＜優遇＞	運転	// 1.5%	相当額を 3年間
	設備	// 1.5%	相当額を 5年間
償還方法		元金均等割賦償還（据置期間：6カ月以内）	
申込先		福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の 越前市内の各支店	



【利子補給について】

毎年1/1～12/31の支払利子額に対し、毎年補給額をキャッシュバックします。

（利子補給期間：2～5年間 ※条件によって異なります。） ※別途申請が必要です。

例：1年間の支払利子額が10万円の場合の補給額
 $100,000円 \div 融資利率 2\% \times 1.5\%$ （利子補給＜優遇＞の場合）= 75,000円キャッシュバック
 （100円未満切り捨て）
 実質支払利子額は、25,000円になります。

○**お得な利子補給＜優遇区分＞**をぜひご活用ください！

※適用に関する詳細は、2ページ目をご覧ください。

お問合せ



越前市役所 産業政策課（市役所本庁2F）

TEL 0778-22-3047



中小企業等

伴走型資金融資制度

～続き～

■ 利子補給＜優遇区分＞対象一覧

- ・以下の①～⑥いずれかに当てはまる場合、利子補給＜優遇区分＞が適用されます。
 - ・融資申込時又は利子補給申請時まで、下表提出書類をご提出ください。
- ※利子補給申請毎に提出が必要です。

優遇対象者	要件	利子補給＜優遇区分＞を受けるための条件	提出書類
①企業立地補助金 指定企業 ＜制度の問合せ先＞ 越前市役所 産業政策課 Tel:22-3047	業種等により異なりますので、お問合せ下さい。 (少なくとも2,000万円以上の設備投資が必要)	融資申込日の1年前の日から初回申請を行う日までに、補助金の指定を受けていること。	指定通知書の写し
②非製造業の中小企業・小規模企業者が行う設備の新增設・更新に係る費用に対する融資を受ける方	【中小企業者】 設備投資 5000万円以上 新規雇用者 3名以上 【小規模企業者】 設備投資 2000万円以上	融資申込時に、当該計画が要件を満たすことを武生商工会議所又は越前市商工会に確認を受けていること	要件確認書
③まちなか出店・改装促進支援事業助成金 対象企業 ＜制度の問合せ先＞ まちづくり武生(株) Tel:25-6802	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が150万円以上	補助金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
④重点エリア商業活性化補助金 対象企業 ＜制度の問合せ先＞ 越前市役所 観光誘客課 Tel:25-6802	重点エリア（京町界限、総社通り、総社表参道）における飲食料品小売業等、飲食業又は宿泊業の出店等に関する工事に係る費用が200万円以上	補助金の交付決定を、融資申込日の1年前の日から初年度の利子補給申請日までに受けていること	交付決定通知書の写し
⑤越前市健康すまいる事業取組達成事業所 ＜制度の問合せ先＞ 越前市役所 健康増進課 Tel:24-2221	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること	初年度の利子補給申請日までに認定を受けていること、翌年度以降については、各年度の利子補給申請日までに、申請年度の認定を受けていること	認定証の写し
⑥女性創業者の方	越前市内で創業済または融資申込から3カ月以内に創業予定の女性	融資申込時に、武生商工会議所又は越前市商工会から確認を受けていること	要件確認書



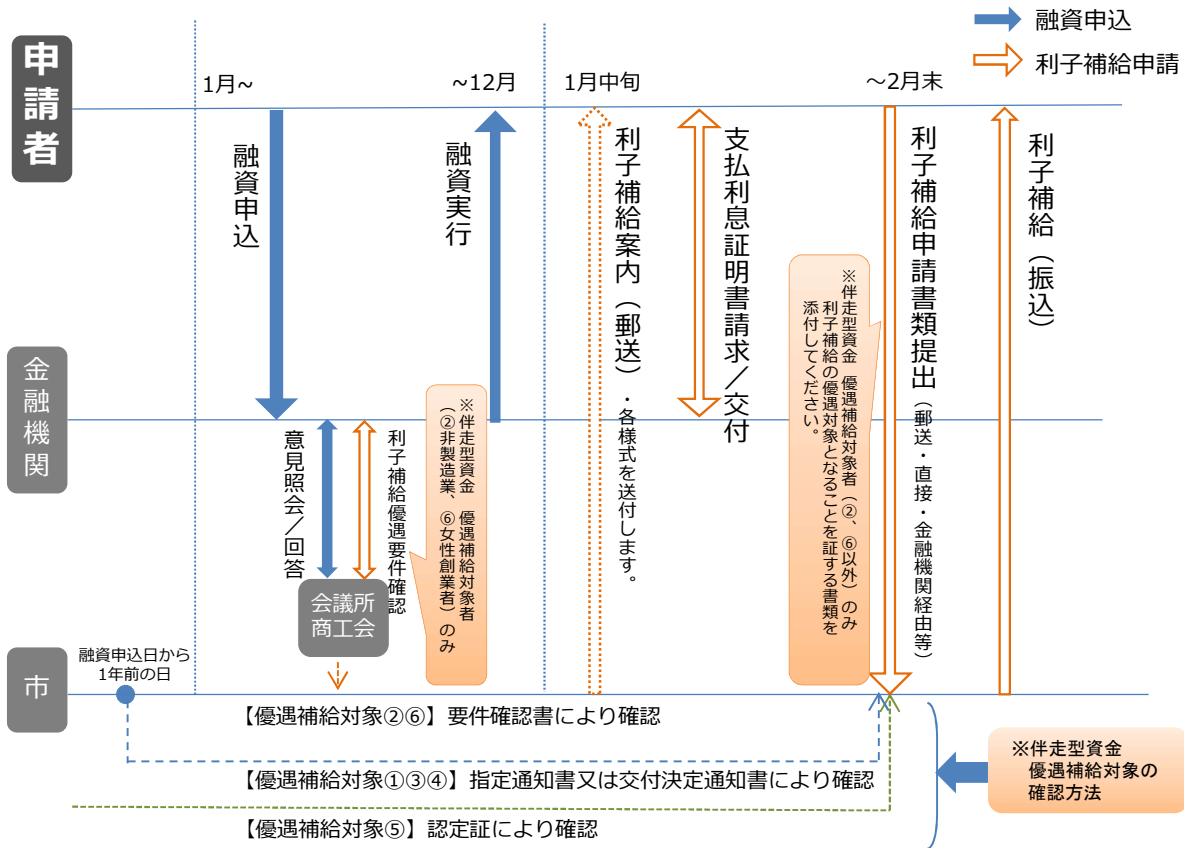
その他の制度融資、 利子補給制度のご紹介

小規模企業者支援特別資金	
対象者	小規模企業者 (中小企業信用保険法第2条第3項に定める)
融資限度額	2,000万円
返済期間	7年以内
融資利率	※県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる(R5.8.1現在1.2%)
償還方法	元金均等割賦償還(据置期間6カ月以内)
利子補給 (運転・設備ともに)	1年間 全額
申込先	福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の越前市内の各支店

■ その他の利子補給制度

		マル経融資利子補給	女性等創業支援資金 利子補給
対象者		マル経融資を受けている方	「女性、若者/シニア起業家資金」又は「中小企業経営力強化資金」を受けており、市内で創業済(予定)の女性又は創業(予定)時において55歳以上の男性
利子補給	運転	1年間 1% or 支払利子額の1/2 いずれか多い額	2年間 全額(累計20万円まで)
	設備	2年間 1% or 支払利子額の1/2 いずれか多い額	
融資申込先		武生商工会議所 ・越前市商工会	日本政策金融公庫

—融資申込及び利子補給申請に係る手続きフローについて— (中小企業等伴走型資金、小規模企業者支援特別資金)



—融資申込及び利子補給申請等に係る要件と提出書類について—

	融資申込		利子補給申請		
	(A) 中小企業等伴走型資金	(B) 小規模企業者支援特別資金	(A) 中小企業等伴走型資金	(B) 小規模企業者支援特別資金	その他 ・福祉融資 ・女性創業支援資金
要件	<ul style="list-style-type: none"> 福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営んでいる方 市税を完納している方 償還能力を有している方 設備資金の融資を受ける方の場合、具体的な設備計画を有し、かつ市内に当該設備を設置するものであること 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合、既に当該許可、免許、登録等を受けている方 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 	<ul style="list-style-type: none"> 当該融資を受けており、確実に元金及び利子の返済を行っている方 市税を完納している方 		
提出書類	<p>【融資申込書と共に提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税に滞納なしの証明書 設備資金の融資を受ける方の場合、見積書、契約書等 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合、当該許可、免許、登録証等の写し その他金融機関が認める書類 		<p>【利子補給交付申請書兼請求書と共に提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 返済額一覧表の写し及び支払利息証明書 市税に滞納なしの証明書 ※申請書に同意があれば不要 優遇補給を受ける方の場合、それを証する書類((A)のみ) ※チラシ表面優遇対象一覧添付書類欄に記載 		

その他、詳しくは越前市HPから「制度融資の手引」をご覧ください。

【申込先】 福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北國銀行の市内各支店

【お問合先】 越前市役所 産業政策課 (市役所本庁2F)

TEL : 0778-22-3047 / FAX : 22-5167

MAIL : syoukou@city.echizen.lg.jp

